

# インターネットを利用した市民税・県民税の 仮計算および申告書作成のサービスを1月20日(月)から開始

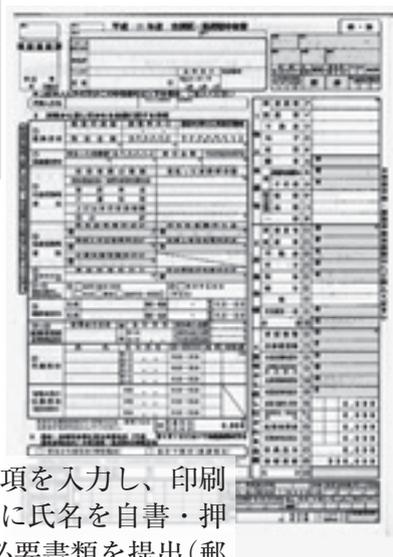
●問合先 市役所税務課 市民税G 内線 205～207

## ◎このシステムでできること

- ・市民税・県民税の税額の仮計算
- ・市民税・県民税申告書の作成・印刷
- ・手書き用の申告書様式の取得

## ×このシステムでできないこと

- ・システム上から電子データ送信による申告
- ・所得税の確定申告書作成
- ・収支内訳書（営業、農業、不動産所得）の作成
- ・24年度以前の市民税・県民税申告書作成



従来、申告書の作成はある程度  
の専門的な知識が必要であ  
ったり、申告会場で長時間  
待つ必要がありました

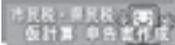
↑源泉徴収票の形をイメージ  
した入力しやすい画面  
※画面はサンプルです

## 利用前に用意するもの・必要書類

- ・給与、公的年金等の源泉徴収票
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・国民年金等の支払い金額が分かるもの
- ・医療費や寄付金の領収書等金額が分かるもの
- ・その他申告に必要な収入が分かるもの
- ・その他各種控除の金額が分かるもの 等

- ・必要事項を入力し、印刷
- ・申告書に氏名を自書・押印し、必要書類を提出(郵送可)

## 市民税・県民税仮計算申告書作成システム

市ホームページのトップページ下段の  「市民税・県民税仮計算申告書作成」バナーからご利用ください。

## その他注意事項

### 市民税・県民税の仮計算

- ・仮計算の税額は、決定額ではありません。参考金額としてご利用ください。
- ・税額の仮計算のために入力したデータは、保存できません。

### 市民税・県民税の申告書作成

- ・作成できる申告書は「市民税・県民税申告書」のみです（作成した申告書はPDFファイルで保存可能）。所得税の確定申告書はこのシステムでは作成できませんので、国税庁ホームページをご利用ください。
- ・作成した申告書を提出する場合は、氏名を自書・押印し、必要書類を添付の上、市役所税務課に持参または郵送してください。
- ・ご不明な点は、問合先までお問い合わせください。